

第6回神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議 代表者会議

議題（１）議事録

議題（２）、（３）議事概要

日時: 令和8年8月10日（月曜日）13時00分から15時00分

開催方法: 集合開催（神奈川県庁東庁舎11F）とオンライン開催の併用

○32名の委員中30名の委員にご出席いただき、会が成立する旨を確認。

○議題（２）、（３）の非公開同意について会長から委員に確認後、審議を行った。

議題（１）議事録

（湯澤会長）

それでは議事に進みたいと思います。最初に、事務局から（１）かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の進捗状況の評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局から資料1－1、1－2、補助資料1－3、参考資料1－4について説明

（湯澤会長）

ありがとうございました。ご意見等ありましたらお願いいたします。

（飯田委員）

今回対象年度が2025年ということで、1ページ目の全体評価がCになった理由は、併せて一番下の丸印にも記載のある「川崎市での痛ましい事件」がなければ、変わっていたということでしょうか。

起きてしまった事象自体は当然重い事象と思うのですが、この事件があったことと、全体の政策は分けて考えてもよいのかなと思います。

Cという評価は事務局案ではありますが、根拠が事件というところで、やはり、（支援体制や政策の一層の強化の）需要は大きいのか、またはそうではないところでも十分ではないという判断をされているのか教えていただきたいです。

（事務局）

ご指摘いただきましたとおり、事務局としては、基本的には重点目標ごとに去年の全体評価と比較をして、各事業の進捗を見てきたところです。

例えば、「重点目標3 安心して相談できる体制の整備」につきましては、昨年の事件も踏まえ、相談体制が十分だったのかという振り返りの中で、シンポジウムなども通じて様々な課題をいただき取り組んでいるところです。また、保護体制につきましても、行政として保護の事業をさせていただいている中で、事件を踏まえ評価している部分がございます。

一方で、支援調整会議を県だけではなく、各自治体にも立ち上げていただき、女性支援法に基づく取組みを着実に進めていくという、計画を作った当初の大きな目標につきましては、徐々に進んではいるものの、進捗が半分程度というところで、その部分については事件の有無ということではなく、今の進捗として真摯に受け止めさせていただいており、全体的な評価となったと考えています。

(湯澤会長)

ありがとうございます。前回から評価が上がっているところも多いかと思います。

一方で、川崎市の事件はインパクトがあったのかと思いますので、今後さらに支援等を強化していくということならば、この評価もよいと考えます。

(飯田委員)

ありがとうございます。補助資料1―3を通して、本当に多くの施策が展開されていると可視化されてわかりました。

一方もう少し加筆できる点として、例えば14ページ目141番「一時保護体制の確保」でも対応件数等、今後明示化していただくなど工夫していただけるとよいと思いました。

(湯澤会長)

ありがとうございます。では栗原委員お願いいたします。

(栗原委員)

一般の方々への周知に関しても、かなり工夫をされていると思いますし、各市町村における支援調整会議や基本計画の策定に関しても、徐々に進んでいる。気になるところは各市町村内で関係部署の職員さんたちに、その周知がなされており、普及しているかとても疑問に思うことがあるため、そのあたりの評価は今後に向けて気に留めていただきたいと思います。

(事務局)

各市の女性相談支援員から庁内連携の部分でご苦労されている声を、大変多くいただくところです。我々の周知・広報の取組みが庁内連携に役立つような形で伝わるよう今後も工夫をしていきたいと思っています。

(湯澤会長)

ありがとうございました。計画や支援調整会議は、広げていきたいと思いますので、今後の取組みをよろしくお願いいたします。

それでは皆様、事務局の提示した全体評価と個別評価にご同意いただけるということでよろしいでしょうか。

それでは議題（１）につきましては、事務局案の評価で進めていただくようよろしくお願いいたします。

議題（２）、（３）議事概要

○ 議題（２）DV・ストーカー被害相談支援センターの検討状況について

DV・ストーカー被害者からの相談に対し、ワンストップで支援を行うための相談体制に関し、関係機関の連携方法等、具体的な運用について議論した。

【主な意見】

○ 警察が対応している中で一時保護につながる事例もあることから、一時保護を受ける被害者はどのような準備が必要なのかについて、警察と行政とで情報交換をしていく必要がある。

○ どこが相談を受けて、今どこに来ているか、共通で認識をもつために、DV・ストーカー被害相談支援センターだけでなく、他の支援機関についても、相談を受けてから、どのような情報連携・つなぎ支援がなされるかについて整理してほしい。

○ 被害が繰り返したり長引いたりした場合に、どのように関係機関等が動いていくのかを図式化し、漏れなく分かるようにしていくことが必要。

○ 被害者が地域に戻ることを想定すると、相談後についても、どこが主体となり支援を行うかについて明確になるとよい。

○ 議題（３）条例の検討状況について

DV・ストーカー被害者、困難な問題を抱える女性等への支援について、女性支援法やDV防止法、ストーカー規制法の３つの法律に横串を刺し、緊急的な安全確保はもとより、未然防止から自立支援まで、関係機関が連携して切れ目なく支援を行うために条例が必要という考え方のもと、意見交換を行った。

【主な意見】

○ 「県の責務」をまず、一番に規定していくことが必要。

- DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等が、自分達が幸福になる権利があるんだということを認識してもらえる、幸福追求を本質的な方針として打ち出すような条例であるとよい。
- ずっと暴力があって、最後、次は命の危機だという段階で支援につながる場合が多い。一時保護、シェルターは重要なので、きちんと仕組みとして対応できるよう、条例に明記してほしい。
- 関係機関や県民が実際に行動に移せるような、実効性のある条例にしてほしい。そのために、市町村や事業者に関する規定、女性支援や一緒に避難する子どもへの支援など具体的な支援を後押しするような規定を入れてほしい。
- 条例の中で、DV、ストーカー、困難な問題を抱える女性の支援内容や体制強化をどのように規定したら分かりやすいか、適切か検討してほしい。
- 県でつくる条例が全国に波及していった場合に、どのような影響力を持つのかということを考える必要がある。
- 条例に基づく基本計画をつくるのであれば、そのあり方について、現行の計画の性質を踏まえた上で検討してほしい。
- 新しく条例をつくる際には、DV被害者や困難な問題を抱える女性などの定義が重要であり、また、他の条例との整合性を考える必要がある。
- 条例を作るのであれば、例えば、DV防止の教育や普及啓発について規定するなど、ストーカー、DVについては根絶するという意思を条例で示してほしい。
- 他の条例も参考にしながら、実効性あるものにするため、当事者の支援のために安全の確保から日常生活の支援、居住、医療、保健医療など必要な支援の内容や市町村への県の助言など後方支援を行うことを条例にきちんと落とし込んでほしい。